

平成 23 年

第 2 回市議会定例会 議案第 15 号

函館市立病院条例の一部改正について

函館市立病院条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 6 月 30 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市立病院条例の一部を改正する条例

函館市立病院条例（平成 16 年函館市条例第 95 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

人間ドック検査料		健康保険組合連合会が定めた標準料金の額		を
人間ドック検査料		健康保険組合連合会が定めた標準料金の額		
初診時 加算料	市立函館 病院	1 回につき	1, 000 円	に

改め、同表に備考として次のように加える。

備考 初診時加算料は、他の保険医療機関等からの文書による紹介がない場合（緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。）の初診について徴収する。

附 則

この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

(提案理由)

市立函館病院において初診時加算料を徴収することとするため